

IV 推進体制

1 全庁的な推進体制の整備

人権への教育・啓発は、一人ひとりの人権意識を育むことだけでなく、普遍的な豊かな人権文化の創造をめざすものです。

そのためには、この計画の趣旨・目的を十分ふまえて、関係機関相互はもとより、関係団体とのより一層の連携のもと、全庁体制でこの計画の具体的な推進に努めます。

そして、この計画を具体的に推進するため、全庁的な推進組織として設置している「奈良市人権教育・啓発推進本部」をもとに体制を整備し、部局間相互での緊密な連携を図り、より総合的・効果的な人権施策の推進に努めます。

2 国、県及び関係団体等との連携

国、県、他の市町村等の行政機関はもとより、関係団体等においても、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、相互に緊密な連携を図り、また、協力体制を強化することにより、幅広い取組とすることが重要です。

そのため、行政機関及び関係団体等と連携しながら、市民の目線に立った身近な取組を行うとともに、なお一層の総合的・効果的な人権施策の推進に努めます。

3 ボランティア・NPO、企業等との協働の推進

ボランティア・NPO・地域の各種団体の活動は、自主的・自発的な意思により社会に貢献する活動であり、自己実現を通じ地域社会を共に支え合う心豊かなふれあいの場を生み出す実践活動です。また、企業における社会的な貢献としての活動も併せて、人権が尊重された生きがいのあるまちづくりを実現するための大きな力となります。

そのため、行政との協働により、それぞれの役割を活かした活動を促進し、より多くの市民が参加できるよう体験の機会や情報の提供に努めます。また、あらゆる機会に人権教育・啓発への取組ができるよう、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど協働による取組を推進することにより、人権施策の充実に努めます。